４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成26年１月24日
６．行政処分の内容
　平成26年１月24日から２月５日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理等当局が個別に承認したものを除く）の停止。
平成 26 年２月７日
関東財務局長　坂本　正喜

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月７日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
１　処分をした年月日　平成26年１月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　豊建設工業株式会社　代表取締役　梶原　澄雄　大分県中津市是則1306　国土交通大臣許可（般・特―23）第429号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注１）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注２）　「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。
（注３）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
　平成26年２月12日から平成26年３月28日までの45日間
４　処分の原因となった事実　豊建設工業株式会社は、過年度より、未成工事支出金の不正計上をして財務諸表を作成し、少なくとも平成22年９月30日及び平成23年９月30日を審査基準日とする経営事項審査において、不正な会計処理によって得た経営状況分析結果を用いて申請し、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共工事の発注者に対し競争参加資格申請を行った。
　このことは、法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月７日
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
１　処分をした年月日　平成26年１月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　南菱冷熱工業株式会社　代表取締役　大野　光昭　鹿児島県鹿児島市卸本町５―４　国土交通大臣許可（特―23）第5323号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
　平成26年２月12日から平成26年２月18日までの７日間
４　処分の原因となった事実　南菱冷熱工業株式会社は、民間発注者から請け負った工事において、建設業法第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結した。
　このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第９００９７号
東京都青梅市東青梅１丁目11番地の１
申立人　青梅市長　竹内　俊夫
本籍東京都青梅市東青梅３丁目19番地40、最後の住所東京都青梅市東青梅３丁目19番地の40　岡野コーポ、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成23年11月11日、出生の場所東京府西多摩郡青梅町、出生年月日大正15年７月９日、職業無職
被相続人　亡　岡野　義雄
事務所東京都日野市多摩平１丁目11番地の４　かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司
東京家庭裁判所立川支部

平成２６年（家）第９０００２号
東京都町田市小川２丁目５番地23
申立人　原　　和夫
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日平成25年７月31日、出生の場所東京都町田市、出生年月日昭和50年10月16日、職業無職
被相続人　亡　原　　真紀
事務所東京都八王子市明神町４丁目５番３号　橋捷ビル６階　八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文
東京家庭裁判所立川支部

平成２５年（家）第４０１４１号
横浜市中区南仲通４丁目39番地２
申立人　箕田合資会社
本籍横浜市磯子区磯子４丁目1139番地、最後の住所横浜市中区曙町４丁目45番地、死亡の場所横浜市中区、死亡年月日平成24年７月27日、出生の場所横浜市磯子区、出生年月日昭和43年１月10日、職業不詳
被相続人　亡　今村　圭作
事務所横浜市中区弁天通５―70　日本興亜馬車道ビル３階
相続財産管理人　弁護士　市川　統子
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第４０１４３号
横浜市神奈川区白幡仲町18番10号
申立人　髙村　忠幸
本籍横浜市西区戸部町５丁目189番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所横浜市西区、死亡年月日平成25年12月５日、出生の場所横浜市西区、出生年月日昭和23年５月18日、職業不詳
被相続人　亡　金子　英夫
事務所横浜市中区太田町１丁目９番地　神奈川県興業ビル４階
相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第９１２２号
石川県金沢市旭町１丁目21番27号
申立人　高多　虎男
本籍富山県南砺市利賀村阿別当476番地、最後の住所石川県金沢市額新保１丁目１番地１県営住宅２棟26号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日推定平成25年３月７日、出生の場所富山県東礪波郡利賀村、出生年月日昭和６年２月28日、職業無職
被相続人　亡　坂本　　稔
事務所石川県金沢市大手町15番11号　大手町ハイム403号　中島史雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早川　　潤
金沢家庭裁判所

平成２５年（家）第４２２号
京都府福知山市南土野町４―149
申立人　西井幸太郎
本籍兵庫県西脇市嶋185番地２、最後の住所兵庫県西脇市嶋185番地、死亡の場所兵庫県西脇市、死亡年月日平成25年10月２日、出生の場所兵庫県養父郡関宮町、出生年月日昭和15年11月16日、職業無職
被相続人　亡　西井千恵子
事務所兵庫県姫路市岡町40番地　澤田・中上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田　悠子
神戸家庭裁判所社支部